

医学教育分野別評価
評価報告書（確定版）

受審大学名 岩手医科大学医学部

評価実施年度 2018 年度

作成日 2021 年 1 月 18 日

一般社団法人 日本医学教育評価機構

はじめに

医学教育分野別評価基準日本版 Ver.2.2 をもとに岩手医科大学医学部の分野別評価を2018 年度に行った。評価は利益相反のない7名の評価員によって行われた。評価においては、2018年9月に提出された自己点検評価報告書を精査した後、2018年11月26日～11月30日にかけて実地調査を実施した。

2018年12月14日付で文部科学省より「医学部医学科の入学選抜における公正確保等に係る緊急調査」の最終まとめが公表されたことに伴い、最終まとめの「6 緊急調査の結果②（訪問調査部分）」に記載された受審大学については自己点検において重大な事実誤認があったと判断し、岩手医科大学医学部を「審議停止」とした。医学教育分野別評価における認定については、受審大学が第三者委員会等による社会的説明責任を果たし、入学選抜における公平性の確保等、改善がなされた上で行うこととし、2019年7月17日に岩手医科大学医学部の関係者に対してヒヤリングを実施した。また、医学教育分野別評価基準日本版 Ver.2.31 をもとに関連する領域である領域 4.1 および領域 4.2 に関して医学部入学選抜に関する改善報告書の提出を求め、審議を再開した。

岩手医科大学医学部における2018年当時の質疑応答、学生、研修医および教員との面談、講義、実習、施設等の視察結果に、2019年までの改善状況を併せて評価を行い、ここに評価報告書を提出する。なお、本評価報告書に記載した評価基準は、医学教育分野別評価基準日本版 Ver.2.2 である。また、審議再開により指摘すべき特色や課題は「追加審査」の項目により記載した。

総評

岩手医科大学医学部は東北地方北部の医療過疎を解消するために1897年に開設された私立磐手病院併設の医学講習所に起源を有し、地域医療に貢献してきた。岩手医科大学学則第一章第一条「本学の目的は、医学教育、歯学教育、薬学教育及び看護学教育を通じて誠の人間を育成するにある。すなわち、まず人としての教養を高め、十分な知識と技術とを修得させ、更に進んでは専門の学理を究め、実地の修練を積み、出でては力を厚生済民に尽くし、入っては真摯な学者として、斯道の進歩発展に貢献させること」を使命としている。岩手医科大学医学部は医学部教務委員会が中心となって医学教育に真摯に取り組み、東北地方北部の地域医療の担い手たる医師を輩出してきた。

本評価報告書では、岩手医科大学医学部のこれまでの改革実行と今後の改革計画を踏まえ、国際基準をもとに評価を行った結果を報告する。

岩手医科大学医学部は2017年度に卒業時コンピテンシーを、2018年度にコンピテンシ達成ロードマップ・マトリックスを策定した。これに基づいて2018年度から学修成果基盤型教育に移行した。2014年度に全学IR部門を設置し、2017年度には学生代表と外部の教育専門家を含む医学教育評価委員会を設置して医学教育改善のためのPDCAサイクルを回し始めたことは評価できる。

一方、診療参加型臨床実習の充実、および学生の国際交流等に課題が残されている。全学IR部門と医学教育評価委員会が本格的に活動を開始することにより、課題の改善が十分期待されるが、今後ともさらなる検討が必要である。

なお、2018年9月から10月に文部科学省が実施した入試選抜に関する調査で、学士編入学での自大学歯学部出身者を優遇していることと、一般入試の追加合格者が不適切な方法で決定された可能性を指摘され、2019年度入試から選抜プロセスが公正となるよう、入試改革を行った。

基準の適合についての評価結果は、36の下位領域の中で、基本的水準は25項目が適合、11項目が部分的適合、0項目が不適合、質的向上のための水準は23項目が適合、12項目が部分的適合、0項目が不適合、1項目が評価を実施せずであった。また、領域9の「質的向上のための水準」については今後の改良計画にかかるため、現状を評価することが分野別評価の趣旨であることから、今回は「評価を実施せず」とした。

評価チーム

主査	鈴木 利哉
副査	鈴木 敬一郎
評価員	浦野 元
	小西 靖彦
	伴 信太郎
	三谷 昌平
	安元 佐和

1. 使命と学修成果

概評

1947年に策定された岩手医科大学医学部学則第一章第一条をもとに使命としている。この使命から導かれた学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）、をもとに2017年度に卒業時コンピテンシーを策定している。創立時から東北地方北部の医療過疎を解消するという医学部の社会的責任を果たすことに真摯に取り組み、地域医療を担う医師を輩出していることは評価できる。

今後、社会や医学・医療の変化に伴い、使命および学修成果を改訂する際は、教授以外の教員、学生代表および、より広い範囲の教育の関係者からの意見を聴取することが望まれる。

1.1 使命

基本的水準： 適合

医学部は、

- 学部の使命を明示しなくてはならない。(B 1.1.1)
- 大学の構成員ならびに医療と保健に関わる分野の関係者にその使命を示さなくてはならない。(B 1.1.2)
- その使命のなかで医師を養成する目的と教育指針として以下の内容の概略を定めなくてはならない。
 - 学部教育としての専門的実践力(B 1.1.3)
 - 将来さまざまな医療の専門領域に進むための適切な基本(B 1.1.4)
 - 医師として定められた役割を担う能力(B 1.1.5)
 - 卒後の教育への準備(B 1.1.6)
 - 生涯学習への継続(B 1.1.7)
- その使命に社会の保健・健康維持に対する要請、医療制度からの要請、およびその他の社会的責任が包含されなくてはならない。(B 1.1.8)

特記すべき良い点（特色）

- 1947年に策定された岩手医科大学医学部学則第一章第一条をもとに学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）、卒業時コンピテンシーを策定している。

改善のための助言

- なし

質的向上のための水準： 適合

医学部は、

- その使命に以下の内容が包含されているべきである。
 - 医学研究の達成(Q 1.1.1)
 - 国際的健康、医療の観点(Q 1.1.2)

特記すべき良い点（特色）

- ・ 使命である岩手医科大学医学部学則第一章第一条に医学研究の達成が含まれている。

改善のための示唆

- ・ 使命に国際的健康、医療の観点を明示することが望まれる。

1.2 大学の自律性および学部の自由度

基本的水準： 適合 _____

医学部は、

- ・ 教職員および管理運営者が責任を持って教育施策を構築し、実施することの組織自律性を持たなければならない。特に以下の内容を含めなければならない。
 - ・ カリキュラムの作成(B 1.2.1)
 - ・ カリキュラムを実施するために配分された資源の活用(B 1.2.2)

特記すべき良い点（特色）

- ・ カリキュラムの作成およびカリキュラムを実施するために配分された資源の活用は、医学部教務委員会が中心となり自律性を持って実施されている。

改善のための助言

- ・ なし

質的向上のための水準： 適合 _____

医学部は、以下について教員ならびに学生の教育・研究の自由を保障すべきである。

- ・ 現行カリキュラムに関する検討(Q 1.2.1)
- ・ カリキュラムを過剰にしない範囲で、特定の教育科目の教育向上のために最新の研究結果を探索し、利用すること。(Q 1.2.2)

特記すべき良い点（特色）

- ・ なし

改善のための示唆

- ・ なし

1.3 学修成果

基本的水準： 適合 _____

医学部は、

- ・ 期待する学修成果を目標として定め、学生は卒業時にその達成を示さなければならない。それらの成果は、以下と関連しなくてはならない。

- 卒前教育で達成すべき基本的知識・技能・態度(B 1.3.1)
- 将来にどの医学専門領域にも進むことができる適切な基本(B 1.3.2)
- 保健医療機関での将来的な役割(B 1.3.3)
- 卒後研修(B 1.3.4)
- 生涯学習への意識と学習技能(B 1.3.5)
- 地域医療からの要請、医療制度からの要請、そして社会的責任(B 1.3.6)
- 学生が学生同士、教員、医療従事者、患者、そして家族を尊重し適切な行動をとることを確実に修得させなければならない。(B 1.3.7)
- 学修成果を周知しなくてはならない。(B 1.3.8)

特記すべき良い点（特色）

- 卒業時コンピテンシーはすべての学年のシラバスに明示され、学生および教職員に携帯型の小冊子として配布されている。

改善のための助言

- なし

質的向上のための水準： 適合

医学部は、

- 卒業時の学修成果と卒後研修終了時の学修成果をそれぞれ明確にし、両者を関連づけるべきである。(Q 1.3.1)
- 医学研究に関して目指す学修成果を定めるべきである。(Q 1.3.2)
- 国際保健に関して目指す学修成果について注目すべきである。(Q 1.3.3)

特記すべき良い点（特色）

- なし

改善のための示唆

- なし

1.4 使命と成果策定への参画

基本的水準： 部分的適合

医学部は、

- 使命と目標とする学修成果の策定には、教育に関わる主要な構成者が参画しなければならない。(B 1.4.1)

特記すべき良い点（特色）

- なし

改善のための助言

- 使命および学修成果の策定に学生代表や教授以外の教職員も参画させるべきであ

る。

質的向上のための水準： 部分的適合

医学部は、

- 使命と目標とする学修成果の策定には、広い範囲の教育の関係者からの意見を聴取すべきである。(Q 1.4.1)

特記すべき良い点（特色）

- なし

改善のための示唆

- 使命および学修成果の策定により広い範囲の教育の関係者からの意見を聴取することが望まれる。

2. 教育プログラム

概評

卒業時コンピテンシーに沿った詳細なコンピテンシ達成ロードマップ・マトリックスを定めている。第1学年から「症例基盤・問題解決型学修」という垂直統合型教育を導入し、学修意欲の向上に努めていることは評価できる。

6年一貫医学教育のなかで行動科学および医療倫理学を体系的に教育すべきである。臨床実習においては重要な診療科、特に精神医学、総合診療、産婦人科学、小児科学の実習期間を十分に確保すべきである。教育の責任者の下でカリキュラムの立案と実施に責任と権限を持つ委員会に学生の代表を含むべきである。さらにその他の教育の関係者も加えることが望まれる。2018年度から開始された地域医療実習が成果をあげることが期待される。

2.1 プログラムの構成

基本的水準： 適合

医学部は、

- カリキュラムを定めなければならない。(B 2.1.1)
- 学生が自分の学習過程に責任を持てるように、学習意欲を刺激し、準備を促して、学生を支援するようなカリキュラムや教授方法/学習方法を採用しなければならない。(B 2.1.2)
- カリキュラムは平等の原則に基づいて提供されなければならない。(B 2.1.3)

特記すべき良い点（特色）

- 第1学年から第3学年まで「症例基盤・問題解決型学修」を導入し、垂直統合型のPBL教育により、学修意欲を刺激し、準備を促し、学生を支援している。

改善のための助言

- なし

質的向上のための水準： 適合

医学部は、

- 生涯学習につながるカリキュラムを設定すべきである。(Q 2.1.1)

特記すべき良い点（特色）

- 卒業時コンピテンシーにレベルSを定め、卒後臨床研修につながるよう調整している。

改善のための示唆

- なし

2.2 科学的方法

基本的水準： 部分的適合

医学部は、

- カリキュラムを通して以下を教育しなくてはならない。
 - 分析的で批判的思考を含む、科学的手法の原理(B 2.2.1)
 - 医学研究の手法(B 2.2.2)
 - EBM(科学的根拠に基づく医学)(B 2.2.3)

特記すべき良い点 (特色)

- 医学研究リテラシーにより低学年で分析的で批判的思考を含む科学的手法の原理および、医学研究の手法について教育している。

改善のための助言

- EBM (科学的根拠に基づく医学) については学生がその重要性を自覚できるよう体系的に教育すべきである。
- 学生が臨床実習でEBMを実践できるよう、教育すべきである。

質的向上のための水準： 適合

医学部は、

- カリキュラムに大学独自の、あるいは先端的な研究の要素を含むべきである。(Q 2.2.1)

特記すべき良い点 (特色)

- なし

改善のための示唆

- なし

2.3 基礎医学

基本的水準： 適合

医学部は、

- 医学生物学に貢献するために、カリキュラムに以下を定め実践しなければならない。
 - 臨床医学を修得し応用するのに必要となる基本的な科学的知見(B 2.3.1)
 - 臨床医学を修得し応用するのに必要となる基本的な概念と手法(B 2.3.2)

特記すべき良い点 (特色)

- なし

改善のための助言

- なし

質的向上のための水準： 適合

医学部は、

- カリキュラムに以下の項目を反映させるべきである。
 - 科学的、技術的、臨床的進歩(Q 2.3.1)
 - 現在および将来的に社会や医療システムにおいて必要になると予測されること(Q 2.3.2)

特記すべき良い点（特色）

- なし

改善のための示唆

- 現在および将来的に社会や医療システムにおいて必要になると予測されることを基礎医学カリキュラムのなかで検討することが望まれる。

2.4 行動科学と社会医学、医療倫理学と医療法学

基本的水準： 部分的適合

医学部は、

- カリキュラムに以下を定め、実践しなければならない。
 - 行動科学(B 2.4.1)
 - 社会医学(B 2.4.2)
 - 医療倫理学(B 2.4.3)
 - 医療法学(B 2.4.4)

特記すべき良い点（特色）

- なし

改善のための助言

- 6年一貫教育のなかで行動科学を体系的に教育すべきである。

質的向上のための水準： 部分的適合

医学部は、

- 行動科学、社会医学、医療倫理学、医療法学に関し以下に従ってカリキュラムを調整および修正すべきである。
 - 科学的、技術的そして臨床的進歩(Q 2.4.1)
 - 現在および将来的に社会や医療システムにおいて必要になると予測されること。(Q 2.4.2)
 - 人口動態や文化の変化(Q 2.4.3)

特記すべき良い点（特色）

- ・ なし

改善のための示唆

- ・ 行動科学、社会医学、医療倫理学、医療法学に関し現在および将来的に社会や医療システムにおいて必要になると予測されることをカリキュラムのなかで検討することが望まれる。

2.5 臨床医学と技能

基本的水準： 部分的適合

医学部は、

- ・ 臨床医学について、学生が以下を確実に実践できるようにカリキュラムを定め実践しなければならない。
 - ・ 卒業後に適切な医療的責務を果たせるように十分な知識、臨床技能、医療専門職としての技能の修得(B 2.5.1)
 - ・ 臨床現場において、計画的に患者と接する教育プログラムを教育期間中に十分持つこと。(B 2.5.2)
 - ・ 健康増進と予防医学の体験(B 2.5.3)
- ・ 重要な診療科で学習する時間を定めなくてはならない。(B 2.5.4)
- ・ 患者安全に配慮した臨床実習を構築しなくてはならない。(B 2.5.5)

特記すべき良い点（特色）

- ・ なし

改善のための助言

- ・ 重要な診療科、特に精神医学、総合診療、産婦人科学、小児科学の実習期間を十分確保すべきである。
- ・ 高学年の臨床医学教育において予防医学、健康増進についての実習を充実させるべきである。

質的向上のための水準： 適合

医学部は、

- ・ 臨床医学教育のカリキュラムを以下に従って調整、修正すべきである。
 - ・ 科学、科学技術および臨床医学の進歩(Q 2.5.1)
 - ・ 現在および、将来において社会や医療制度上必要となること。(Q 2.5.2)
- ・ 全ての学生が早期から患者と接触する機会を持ち、徐々に実際の患者診療への参画を深めていくべきである。(Q 2.5.3)
- ・ 教育プログラムの進行に合わせ、さまざまな臨床技能教育が行なわれるように教育計画を構築すべきである。(Q 2.5.4)

特記すべき良い点（特色）

- ・ 低学年から臨床実習にかけて医療面接技法や多職種連携教育について学修機会を設けていることは評価できる。

改善のための示唆

- ・ 現在および、将来において社会や医療制度上必要となることを臨床医学系カリキュラムで検討することが望まれる。

2.6 プログラムの構造、構成と教育期間

基本的水準： 適合

医学部は、

- ・ 基礎医学、行動科学、社会医学および臨床医学を適切な関連と配分で構成し、教育範囲、教育内容、教育科目の実施順序を明示しなくてはならない。(B 2.6.1)

特記すべき良い点（特色）

- ・ なし

改善のための助言

- ・ なし

質的向上のための水準： 適合

医学部は、カリキュラムで以下のことを確実に実施すべきである。

- ・ 関連する科学・学問領域および課題の水平的統合(Q 2.6.1)
- ・ 基礎医学、行動科学および社会医学と臨床医学の垂直的(連続的)統合(Q 2.6.2)
- ・ 教育プログラムとして、中核となる必修科目だけでなく、選択科目も、必修科目との配分を考慮して設定すること。(Q 2.6.3)
- ・ 補完医療との接点を持つこと。(Q 2.6.4)

特記すべき良い点（特色）

- ・ 「基礎医学演習」、「基礎病態・社会医学演習」、「臨床医学演習」、「統合医学演習」と学年を追って基礎医学と臨床医学を垂直的に統合する科目が設置されている。
- ・ 「症例基盤・問題解決型学修」という垂直統合型教育を導入している。

改善のための示唆

- ・ 基礎医学科目の水平的統合にさらに取り組むことが望まれる。

2.7 プログラム管理

基本的水準： 部分的適合

医学部は、

- 学長・医学部長など教育の責任者の下で、学修成果を達成するために、教育カリキュラムの立案と実施に責任と権限を持つカリキュラム委員会を設置しなければならない。(B 2.7.1)
- カリキュラム委員会の構成委員には、教員と学生の代表を含まなくてはならない。(B 2.7.2)

特記すべき良い点（特色）

- なし

改善のための助言

- 教育の責任者の下でカリキュラムの立案と実施に責任と権限を持つ委員会を設置し、その委員会には学生代表を含むべきである。

質的向上のための水準： 部分的適合

医学部は、

- カリキュラム委員会を中心にして、教育カリキュラムの改善を計画し、実施すべきである。(Q 2.7.1)
- カリキュラム委員会に教員と学生以外の教育の関係者の代表を含むべきである。(Q 2.7.2)

特記すべき良い点（特色）

- なし

改善のための示唆

- 教育の責任者の下でカリキュラムの立案と実施に責任と権限を持つ委員会にその他の教育の関係者（他の医療職、患者、公共ならびに地域医療の代表者等）を含むことが望まれる。

2.8 臨床実践と医療制度の連携

基本的水準： 適合

医学部は、

- 卒前教育と卒後の教育・臨床実践との間の連携を適切に行われなければならない。(B 2.8.1)

特記すべき良い点（特色）

- なし

改善のための助言

- ・ なし

質的向上のための水準： 部分的適合

医学部は、

- カリキュラム委員会を通じて以下のことを確実にこなうべきである。
 - 卒業生が将来働く環境からの情報を得て、教育プログラムを適切に改良すること。(Q 2.8.1)
 - 教育プログラムの改良には、地域や社会の意見を取り入れること。(Q 2.8.2)

特記すべき良い点（特色）

- ・ なし

改善のための示唆

- ・ カリキュラムの立案と実施に責任と権限を持つ委員会による教育プログラムの改良には、地域や社会の意見を取り入れることが望まれる。

3. 学生の評価

概評

臨床実習の評価にeポートフォリオ、mini-CEXなど形成的評価を導入している。

学内で実施されているすべての評価についてその信頼性と妥当性を検証すべきである。さらに、コンピテンシーの達成度を確実に評価すべきである。知識だけでなく、技能、態度の評価を確実に実施し、学修成果の達成を保証する評価を実施すべきである。形成的評価と総括的評価の適切な比重を検討することにより、学生の学修進度をモニタし学生にフィードバックすべきである。

3.1 評価方法

基本的水準： 部分的適合

医学部は、

- 学生の評価について、原理、方法および実施を定め開示しなくてはならない。開示すべき内容には、合格基準、進級基準、および追再試の回数が含まれる。(B 3.1.1)
- 知識、技能および態度を含む評価を確実に実施しなくてはならない。(B 3.1.2)
- 様々な評価方法と形式を、それぞれの評価有用性に合わせて活用しなくてはならない。(B 3.1.3)
- 評価方法および結果に利益相反が生じないようにしなくてはならない。(B 3.1.4)
- 評価が外部の専門家によって精密に吟味されなくてはならない。(B 3.1.5)
- 評価結果に対して疑義申し立て制度を用いなければならない。(B 3.1.6)

特記すべき良い点（特色）

- なし

改善のための助言

- 学生が岩手医科大学卒業時コンピテンシーを達成しているかを知識だけでなく、技能と態度を含め、確実に評価すべきである。
- 評価方法と結果に利益相反が生じないように具体的な方策をとるべきである。
- 各科目試験の評価について、科目担当者以外の教員や外部の専門家の意見を入れて吟味すべきである。

質的向上のための水準： 部分的適合

医学部は、

- 評価方法の信頼性と妥当性を検証し、明示すべきである。(Q 3.1.1)
- 必要に合わせて新しい評価法を導入すべきである。(Q 3.1.2)
- 外部評価者の活用を進めるべきである。(Q 3.1.3)

特記すべき良い点（特色）

- 臨床実習の評価にeポートフォリオ、mini-CEXなど形成的評価を導入している。

改善のための示唆

- ・ 各科目の評価に用いられている総括的評価および、形成的評価の信頼性と妥当性を検証することが望まれる。
- ・ 外部評価者の活用を進めることが望まれる。

3.2 評価と学習との関連

基本的水準： 部分的適合

医学部は、

- ・ 評価の原理、方法を用いて以下を実現する評価を実践しなくてはならない。
 - ・ 目標とする学修成果と教育方法に整合した評価である。(B 3.2.1)
 - ・ 目標とする学修成果を学生が達成していることを保証する評価である。(B 3.2.2)
 - ・ 学生の学習を促進する評価である。(B 3.2.3)
 - ・ 形成的評価と総括的評価の適切な比重により、学生の学習と教育進度の判定の指針となる評価である。(B 3.2.4)

特記すべき良い点（特色）

- ・ なし

改善のための助言

- ・ 卒業時コンピテンシーの達成度を確実に評価すべきである。
- ・ 形成的評価と総括的評価の適切な比重を検討することにより、学生の学修進度をモニタし、学生にフィードバックすべきである。

質的向上のための水準： 部分的適合

医学部は、

- ・ 基本的知識の修得と統合的学習を促進するために、カリキュラム(教育)単位ごとに試験の回数と方法(特性)を適切に定めるべきである。(Q 3.2.1)
- ・ 学生に対して、評価結果に基づいた時機を得た、具体的、建設的、そして公正なフィードバックを行なうべきである。(Q 3.2.2)

特記すべき良い点（特色）

- ・ なし

改善のための示唆

- ・ 基本的知識の修得と統合的学修を促進するために、試験の回数と実施時期を検証することが望まれる。
- ・ 評価結果については時機を得た確実なフィードバックを活用することが望まれる。

4. 学生

概評

学修上の問題に対するカウンセリング制度を整備し、留年率を適正にすべきである。教育プログラムの策定や管理および、学生に関する諸事項を検討する委員会に学生代表が参加し、議論に加わり、意見を述べる機会を設けるべきである。

なお、2018年9月から10月に文部科学省が実施した入試選抜に関する調査で、学士編入学での自大学歯学部出身者を優遇していることと、一般入試の追加合格者が不適切な方法で決定された可能性を指摘され、2019年度入試から選抜プロセスが公正となるよう、入試改革を行った。

4.1 入学方針と入学選抜

基本的水準： 適合

医学部は、

- 学生の選抜方法についての明確な記載を含め、客観性の原則に基づいて入学方針を策定し、履行しなければならない。(B 4.1.1)
- 身体に不自由がある学生の入学について、方針を定めて対応しなければならない。(B 4.1.2)
- 国内外の他の学部や機関からの学生の転編入については、方針を定めて対応しなければならない。(B 4.1.3)

特記すべき良い点（特色）

- なし

改善のための助言

- なし

追加審査

- 2018年9月26日の文部科学省による「医学部医学科の入学選抜における公正確保に係る訪問調査」と同年10月5日の追加調査の結果、①学士編入学試験において岩手医科大学歯学部出身の受験生が優遇されていること、②一般入試の追加合格者のなかで、正規合格判定において面接等を含む総合的な評価から不合格と判定された者よりも、結果的に判定基準以上ではあったが評価が低いと思われる者が含まれていること、の2点が指摘された。これらの調査結果から、同年12月14日の文部科学省が公表した「医学部医学科の入学選抜における公正確保に係る緊急調査最終まとめ」において不適切な事案として報告された。この結論は「学生の選抜方法についての明確な記載を含め、客観性の原則に基づいて入学方針を策定し、履行しなければならない。」(B4.1.1)に抵触するものであり、審議を停止して、改善状況を確認することとした。

2019年7月17日に岩手医科大学医学部の関係者に対してヒヤリングを実施し、岩手医科大学医学部が岩手医科大学医学部入学試験内部調査委員会（内部調査委員会）による社会的説明責任を果たし、2019年度入学試験選抜において公正に実

施されていることを確認した。さらに、2020年度の学生募集要項に公正確保が明示されていることを確認した。

質的向上のための水準： 適合

医学部は、

- 選抜と、医学部の使命、教育プログラムならびに卒業時に期待される能力との関連を述べるべきである。(Q 4.1.1)
- アドミッション・ポリシー(入学方針)を定期的に見直すべきである。(Q 4.1.2)
- 入学決定に対する疑義申し立て制度を採用すべきである。(Q 4.1.3)

特記すべき良い点 (特色)

- なし

改善のための示唆

- 入学決定に対する疑義申し立て制度を採用することが望まれる。

追加審査

- 文部科学省の指摘を機に、2019年にアドミッション・ポリシーを見直し、「地域医療と研究にかける意欲を有し」と、「大学設立使命に則って地域性を考慮した入試枠を設けます」との文言を付加した。

4.2 学生の受け入れ

基本的水準： 適合

医学部は、

- 入学者数を明確にし、教育プログラムの全段階における教育能力と関連づけなければならない。(B 4.2.1)

特記すべき良い点 (特色)

- 国や県からの要請を考慮して入学者数を明確にし、教育プログラムの全段階における教育能力と関連づけている。

改善のための助言

- なし

質的向上のための水準： 適合

医学部は、

- 他の教育関係者とも協議して入学者数と学生の資質を定期的に見直すべきである。そして、地域や社会からの健康に対する要請に合うように調整すべきである。(Q 4.2.1)

特記すべき良い点（特色）

- ・ 文部科学省や岩手県と協議して入学者数と学生の資質を定期的に見直し、地域や社会からの健康に対する要請に合うように地域枠推薦選抜入試を行っている。

改善のための示唆

- ・ なし

4.3 学生のカウンセリングと支援

基本的水準：適合

医学部および大学は、

- ・ 学生を対象とした学習上の問題に対するカウンセリング制度を設けなければならない。(B 4.3.1)
- ・ 社会的、経済的、および個人的事情に対応して学生を支援するプログラムを提供しなければならない。(B 4.3.2)
- ・ 学生の支援に必要な資源を配分しなければならない。(B 4.3.3)
- ・ カウンセリングと支援に関する守秘を保障しなければならない。(B 4.3.4)

特記すべき良い点（特色）

- ・ 上級生が新入生の学修支援をするスチューデント・アシスタント制度が導入されている。

改善のための助言

- ・ なし

質的向上のための水準：適合

医学部は、

- ・ 学生の教育進度に基づいて学習上のカウンセリングを提供すべきである。(Q 4.3.1)
- ・ 学習上のカウンセリングを提供するには、キャリアガイダンスとプランニングも含めるべきである。(Q 4.3.2)

特記すべき良い点（特色）

- ・ なし

改善のための示唆

- ・ なし

4.4 学生の参加

基本的水準： 部分的適合

医学部は、学生が下記の事項を審議する委員会に学生の代表として参加し、適切に議論に加わることを規定し、履行しなければならない。

- 使命の策定(B 4.4.1)
- 教育プログラムの策定(B 4.4.2)
- 教育プログラムの管理(B 4.4.3)
- 教育プログラムの評価(B 4.4.4)
- その他、学生に関する諸事項(B 4.4.5)

特記すべき良い点（特色）

- なし

改善のための助言

- 教育プログラムの策定や管理に責任と権限を持つ委員会に学生代表が参加し、議論に加わり、意見を述べる機会を設けるべきである。
- 学生に関する諸事項を審議する委員会に学生の代表が参画すべきである。

質的向上のための水準： 適合

医学部は、

- 学生の活動と学生組織を奨励するべきである。(Q 4.4.1)

特記すべき良い点（特色）

- 東日本大震災時のボランティア活動経験をもとに学生が災害時マニュアルを作成し、大学が資金援助を行って地域社会に配布したことは評価できる。

改善のための示唆

- なし

5. 教員

概評

教員評価シートにより学術的業績の認識が行われ、インセンティブを与えている。教員の研修、能力開発のためのFDへの参加者を増やすべきである。

5.1 募集と選抜方針

基本的水準： 適合

医学部は、

- 教員の募集と選抜方針を策定して履行しなければならない。その方針には下記が含まれる。
 - 医学と医学以外の教員間のバランス、常勤および非常勤の教員間のバランス、教員と一般職員間のバランスを含め、適切にカリキュラムを実施するために求められる基礎医学、行動科学、社会医学、臨床医学の教員のタイプ、責任、バランスを概説しなければならない。(B 5.1.1)
 - 教育、研究、診療の役割のバランスを含め、学術的、教育的、および臨床的な業績の判定水準を明示しなければならない。(B 5.1.2)
 - 基礎医学、行動科学、社会医学、臨床医学の教員の責任を明示し、その活動をモニタしなければならない。(B 5.1.3)

特記すべき良い点（特色）

- なし

改善のための助言

- なし

質的向上のための水準： 適合

医学部は、

- 教員の募集および選抜の方針において、以下の評価基準を考慮すべきである。
 - その地域に固有の重大な問題を含め、医学部の使命との関連性(Q 5.1.1)
 - 経済的配慮(Q 5.1.2)

特記すべき良い点（特色）

- なし

改善のための示唆

- なし

5.2 教員の活動と能力開発

基本的水準： 適合

医学部は、

- 教員の活動と能力開発に関する方針を策定して履行しなければならない。その方針には下記が含まれる。
 - 教育、研究、臨床の職務間のバランスを考慮する。(B 5.2.1)
 - 教育、研究、診療の活動についての学術的業績の認識を行う。(B 5.2.2)
 - 臨床と研究の活動が教育活動に活用されている。(B 5.2.3)
 - 個々の教員はカリキュラム全体を十分に理解しなければならない。(B 5.2.4)
 - 教員の研修、能力開発、支援、評価が含まれている。(B 5.2.5)

特記すべき良い点（特色）

- 教員評価シートにより学術的業績の認識が行われ、インセンティブを与えている。
- 特色ある「出前講座」を含む各種のFDおよびSDを行い、教職員の研修、能力開発および支援を履行している。

改善のための助言

- 教員の研修、能力開発のためのFDへの参加者を増やすべきである。

質的向上のための水準： 適合

医学部は、

- カリキュラムのそれぞれの構成に関連して教員と学生の比率を考慮すべきである。(Q 5.2.1)
- 教員の昇進の方針を策定して履行するべきである。(Q 5.2.2)

特記すべき良い点（特色）

- なし

改善のための示唆

- なし

6. 教育資源

概評

4学部の意見が全学教育推進機構で検討され、矢巾キャンパスの施設・設備の整備を行っていることは評価できる。

医学教育モデル・コア・カリキュラムで提示されている37症候を学生が確実に経験できるよう、臨床トレーニング施設を整備すべきである。海外留学等の国外との連携のための学内部署の整備および、大学としての包括的協定のあり方を議論することが望まれる。

6.1 施設・設備

基本的水準： 適合

医学部は、

- 教職員と学生のための設備資産を十分に整備して、カリキュラムが適切に実施されることを保障しなければならない。(B 6.1.1)
- 教職員、学生、患者とその家族にとって安全な学習環境を確保しなければならない。(B 6.1.2)

特記すべき良い点（特色）

- ・ 障がいを持った学生への修学支援として、矢巾キャンパス内に10機以上のエレベーターや点字ブロックなどを設置していることは評価できる。

改善のための助言

- ・ 矢巾キャンパス図書館の閲覧席数や、食堂の利便性を確保する方策を検討すべきである。

質的向上のための水準： 適合

医学部は、

- 教育実践の発展に合わせて施設・設備を定期的に更新、改修、拡充し、学習環境を改善すべきである。(Q 6.1.1)

特記すべき良い点（特色）

- ・ 4学部の意見が全学教育推進機構で検討され、矢巾キャンパスの施設・設備の整備を行っていることは評価できる。

改善のための示唆

- ・ なし

6.2 臨床トレーニングの資源

基本的水準： 部分的適合

医学部は、

- 学生が適切な臨床経験を積めるように以下の必要な資源を十分に確保しなければならない。
 - 患者数と疾患分類(B 6.2.1)
 - 臨床トレーニング施設(B 6.2.2)
 - 学生の臨床実習の指導者(B 6.2.3)

特記すべき良い点（特色）

- なし

改善のための助言

- 医学教育モデル・コア・カリキュラムで提示されている37症候を学生が確実に経験できるよう、患者数と疾患分類のデータから大学内外の臨床トレーニング施設を検証すべきである。
- 診療参加型臨床実習を充実させるために指導体制を整備すべきである。

質的向上のための水準： 適合

医学部は、

- 利用者の要請に応えるため、臨床トレーニング用施設を評価、整備、改善すべきである。(Q 6.2.1)

特記すべき良い点（特色）

- 2019年に矢巾キャンパスに岩手県高度救命救急センター、ストロークセンター、周産期医療センター、循環器医療センター、および腫瘍センターを持つ大学附属病院を開院し、内丸キャンパスの大学附属病院は内丸メディカルセンターとして存続させる計画を進めている。

改善のための示唆

- なし

6.3 情報通信技術

基本的水準： 適合

医学部は、

- 適切な情報通信技術を有効かつ倫理面に配慮して活用し、それを評価する方針を策定して履行しなければならない。(B 6.3.1)
- インターネット或いはその他の電子的媒体へのアクセスを確保しなければならない。(B 6.3.2)

特記すべき良い点（特色）

- ・ なし

改善のための助言

- ・ なし

質的向上のための水準： 部分的適合

医学部は、

- 教員や学生が以下の目的で新しい情報通信技術を活用できるようにすべきである。
 - 自己学習(Q 6.3.1)
 - 情報へのアクセス(Q 6.3.2)
 - 患者管理(Q 6.3.3)
 - 保険医療システムでの業務(Q 6.3.4)
- 担当患者のデータと医療情報システムへの学生アクセスを最適化すべきである。(Q 6.3.5)

特記すべき良い点（特色）

- ・ なし

改善のための示唆

- ・ デジタルコンテンツを管理する体制について全学での方針を検討することが望まれる。
- ・ 診療参加型臨床実習で学生が医療チームの一員として患者診療に貢献できるよう、学生が実際の診療に用いられる電子カルテに記載することについて検討することが望まれる。

6.4 医学研究と学識

基本的水準： 適合

医学部は、

- 教育カリキュラムの作成においては、医学研究と学識を利用しなければならない。(B 6.4.1)
- 医学研究と教育の関係を培う方針を策定し、履行しなければならない。(B 6.4.2)
- 大学での研究設備と利用にあたっての優先事項を記載しなければならない。(B 6.4.3)

特記すべき良い点（特色）

- ・ なし

改善のための助言

- ・ なし

質的向上のための水準： 適合

医学部は、

- 以下の事項について医学研究と教育との相互関係を担保すべきである。
 - 現行の教育への反映(Q 6.4.1)
 - 学生が医学研究や開発に携わることの奨励と準備(Q 6.4.2)

特記すべき良い点（特色）

- なし

改善のための示唆

- なし

6.5 教育専門家

基本的水準： 適合

医学部は、

- 必要な時に教育専門家へアクセスできなければならない。(B 6.5.1)
- 以下の事項について、教育専門家の利用についての方針を策定し、履行しなければならない。
 - カリキュラム開発(B 6.5.2)
 - 指導および評価方法の開発(B 6.5.3)

特記すべき良い点（特色）

- 医学教育学講座の教員がカリキュラム開発、指導および評価方法の開発を主導している。

改善のための助言

- なし

質的向上のための水準： 適合

医学部は、

- 教職員の教育能力向上において学内外の教育専門家が実際に活用されていることを示すべきである。(Q 6.5.1)
- 教育専門家の教育評価や医学教育分野の研究における最新の知見に注意を払うべきである。(Q 6.5.2)
- 教職員は教育的な研究を遂行すべきである。(Q 6.5.3)

特記すべき良い点（特色）

- 医学教育学講座の教員が、特色ある「出前講義」など他の教員へのFD実施を支援している。

改善のための示唆

- ・ なし

6.6 教育の交流

基本的水準： 適合

医学部は、

- 以下の方針を策定して履行しなければならない。
 - 教職員と学生の交流を含め、国内外の他教育機関との協力(B 6.6.1)
 - 履修単位の互換(B 6.6.2)

特記すべき良い点（特色）

- ・ 「いわて高等教育コンソーシアム」を介して他大学とのセミナー参加や単位互換制度が策定されている。

改善のための助言

- ・ なし

質的向上のための水準： 部分的適合

医学部は、

- 適切な資源を提供して、教職員と学生の国内外の交流を促進すべきである。(Q 6.6.1)
- 教職員と学生の要請を考慮し、倫理原則を尊重して、交流が合目的に組織されることを保障すべきである。(Q 6.6.2)

特記すべき良い点（特色）

- ・ なし

改善のための示唆

- ・ 海外留学等、国外との連携のための学内部署の整備および、大学としての包括的協定のあり方を議論することが望まれる。

7. プログラム評価

概評

2017年度に教務委員会とは独立した組織として医学教育評価委員会が設置され、「平成28年度 医学教育プログラム評価報告書」がホームページなどで公開されている。

医学教育評価委員会は設置されたばかりであり、その実質的な活動を推進することが期待される。学生および卒業生の学修成果の達成に関わるデータを収集し、その分析結果を教育プログラム改善に活かすことが求められる。

7.1 プログラムのモニタと評価

基本的水準： 部分的適合

医学部は、

- カリキュラムの教育課程と学修成果を定期的にモニタするプログラムを設けなければならない。(B 7.1.1)
- 以下の事項についてプログラムを評価する仕組みを確立し、実施しなければならない。
 - カリキュラムとその主な構成要素(B 7.1.2)
 - 学生の進歩(B 7.1.3)
 - 課題の特定と対応(B 7.1.4)
- 評価の結果をカリキュラムに確実に反映しなければならない。(B 7.1.5)

特記すべき良い点（特色）

- 2017年に医学教育評価委員会が設置され、「平成28年度 医学教育プログラム評価報告書」がホームページなどで公開されている。

改善のための助言

- 医学教育評価委員会が、カリキュラムとその主な構成要素、学生の進歩に関するデータを収集し、カリキュラム上の課題を特定しカリキュラム改革に反映させるべきである。

質的向上のための水準： 部分的適合

医学部は、

- 以下の事項について定期的に、プログラムを包括的に評価するべきである。
 - 教育活動とそれが置かれた状況(Q 7.1.1)
 - カリキュラムの特定の構成要素(Q 7.1.2)
 - 長期間で獲得される学修成果(Q 7.1.3)
 - 社会的責任(Q 7.1.4)

特記すべき良い点（特色）

- なし

改善のための示唆

- ・ 教育活動とそれが置かれた状況、カリキュラムの特定の構成要素、長期間で獲得される学修成果および、社会的責任の評価の観点でデータをもとに教育プログラムを包括的に評価することが望まれる。

7.2 教員と学生からのフィードバック

基本的水準： 適合

医学部は、

- ・ 教員と学生からのフィードバックを系統的に求め、分析し、対応しなければならない。(B 7.2.1)

特記すべき良い点（特色）

- ・ 学生からのフィードバックについて、カリキュラム会議、授業評価、学修支援アンケート、卒業生によるカリキュラム評価アンケート等、複数の機会が設けられている。

改善のための助言

- ・ 広い範囲の教員からカリキュラムに対するフィードバックを収集し、分析・対応すべきである。

質的向上のための水準： 部分的適合

医学部は、

- ・ フィードバックの結果を利用して、プログラムを開発すべきである。(Q 7.2.1)

特記すべき良い点（特色）

- ・ 医学教育評価委員会の活動が開始されている。

改善のための示唆

- ・ 学生、教員からのフィードバックを収集している。そのデータをもとに具体的にプログラム改善を進めることが望まれる。

7.3 学生と卒業生の実績

基本的水準： 部分的適合

医学部は、

- ・ 次の項目に関して、学生と卒業生の実績を分析しなければならない。
 - ・ 使命と期待される学修成果(B 7.3.1)
 - ・ カリキュラム(B 7.3.2)
 - ・ 資源の提供(B 7.3.3)

特記すべき良い点（特色）

- ・ 卒業時調査および卒業生調査が開始されている。

改善のための助言

- ・ 学生と卒業生の実績を、期待される学修成果、カリキュラム、教育資源の観点に基づいて分析すべきである。

質的向上のための水準： 部分的適合

医学部は、

- ・ 以下の項目に関して、学生と卒業生の実績を分析すべきである。
 - ・ 背景と状況(Q 7.3.1)
 - ・ 入学時成績(Q 7.3.2)
- ・ 学生の実績の分析を使用し、以下の項目について責任がある委員会へフィードバックを提供すべきである。
 - ・ 学生の選抜(Q 7.3.3)
 - ・ カリキュラム立案(Q 7.3.4)
 - ・ 学生カウンセリング(Q 7.3.5)

特記すべき良い点（特色）

- ・ 全学教育推進機構のIRが学生と卒業生の実績の分析を開始している。

改善のための示唆

- ・ 今後の卒業生の実績調査の充実が期待される。
- ・ 学生と卒業生の実績を背景と状況、および入学時成績の観点から分析し、その結果を学生選抜、カリキュラム立案および、学生カウンセリングに責任ある委員会にフィードバックすることが望まれる。

7.4 教育の関係者の関与

基本的水準： 適合

医学部は、

- ・ プログラムのモニタと評価に主な教育の関係者を含まなければならない。(B 7.4.1)

特記すべき良い点（特色）

- ・ なし

改善のための助言

- ・ なし

質的向上のための水準： 部分的適合

医学部は、

- 他の関連する教育の関係者に、
 - 課程およびプログラムの評価の結果を閲覧することを許すべきである。(Q 7.4.1)
 - 卒業生の実績に対するフィードバックを求めるべきである。(Q 7.4.2)
 - カリキュラムに対するフィードバックを求めるべきである。(Q 7.4.3)

特記すべき良い点（特色）

- なし

改善のための示唆

- 他の関連する教育の関係者に、プログラムの評価の結果を閲覧することを許すだけでなく、卒業生の実績とカリキュラムに対するフィードバックを求めることが望まれる。

8. 統轄および管理運営

概評

医学部長のリーダーシップのもと、教務委員会を中心とした教育に関する委員会にすべての教授が参加している。

8.1 統轄

基本的水準： 適合

医学部は、

- その統轄する組織と機能が、大学内での位置づけを含み、規定されていなければならない。(B 8.1.1)

特記すべき良い点（特色）

- なし

改善のための助言

- なし

質的向上のための水準： 適合

医学部は、

- 統轄する組織として、委員会組織を設置し、下記の意見を反映させるべきである。
 - 主な教育の関係者(Q 8.1.1)
 - その他の教育の関係者(Q 8.1.2)
- 統轄業務とその決定事項の透明性を確保するべきである。(Q 8.1.3)

特記すべき良い点（特色）

- 教育に関する委員会のいずれかに医学部の教授全員が必ず所属し、意見を反映している。

改善のための示唆

- なし

8.2 教学のリーダーシップ

基本的水準： 適合

医学部は、

- 医学教育プログラムを定め、それを運営する教学のリーダーシップの責務を明確に示さなければならない。(B 8.2.1)

特記すべき良い点（特色）

- ・ なし

改善のための助言

- ・ なし

質的向上のための水準： 適合

医学部は、

- 教学におけるリーダーシップの評価を、医学部の使命と学修成果に照合して、定期的に行うべきである。(Q 8.2.1)

特記すべき良い点（特色）

- ・ なし

改善のための示唆

- ・ なし

8.3 教育予算と資源配分

基本的水準： 適合

医学部は、

- カリキュラムを遂行するための教育関係予算を含み、責任と権限を明示しなければならない。(B 8.3.1)
- カリキュラムの実施に必要な資源を配分し、教育上の要請に沿って教育資源を分配しなければならない。(B 8.3.2)

特記すべき良い点（特色）

- ・ なし

改善のための助言

- ・ なし

質的向上のための水準： 適合

医学部は、

- 意図した学修成果を達成するために、教員の報酬を含む教育資源配分の決定について適切な自己決定権をもつべきである。(Q 8.3.1)
- 資源の配分においては、医学の発展と社会の健康上の要請を考慮すべきである。(Q 8.3.2)

特記すべき良い点（特色）

- ・ なし

改善のための示唆

- ・ なし

8.4 事務と運営

基本的水準： 適合

医学部は、

- 以下を行うのに適した事務組織および専門組織を設置しなければならない。
 - 教育プログラムと関連の活動を支援する。(B 8.4.1)
 - 適切な運営と資源の配分を確実に実施する。(B 8.4.2)

特記すべき良い点（特色）

- ・ なし

改善のための助言

- ・ なし

質的向上のための水準： 適合

医学部は、

- 定期的な点検を含む管理運営の質保証のための制度を作成し、履行すべきである。(Q 8.4.1)

特記すべき良い点（特色）

- ・ 2006年度と2013年度に自己評価委員会を中心に大学基準協会による機関別認証評価を受審することにより管理運営の質保証のための定期的な点検を履行し、評価結果を受けて「岩手医科大学 運営方針と中長期計画2017-2026」を策定し、管理運営の質保証のための制度を履行している。

改善のための示唆

- ・ なし

追加審査

- ・ 2018年の文部科学省の指摘を受けた不適切入試事例の背景には組織運営体制にも問題があったとの自己省察から、入試業務の適切性を検証するために、入学試験センター自己評価専門部会を設置した。

8.5 保健医療部門との交流

基本的水準： 適合

医学部は、

- 地域社会や行政の保健医療部門や保健医療関連部門と建設的な交流を持たなければならない。(B 8.5.1)

特記すべき良い点（特色）

- なし

改善のための助言

- なし

質的向上のための水準： 適合

医学部は、

- スタッフと学生を含め、保健医療関連部門のパートナーとの協働を構築すべきである。(Q 8.5.1)

特記すべき良い点（特色）

- 矢巾町の職員と大学教職員との意見交換の場で「矢巾町における地域課題解決実習」の構想が生まれ、両者の協働により、2017年度から「地域医療課題解決実習—矢巾町における認知症予防対策」というプロジェクト基盤型学修が行われていることは評価できる。

改善のための示唆

- なし

9. 継続的改良

概評

2006年度と2013年度に岩手医科大学の管理運営の質保証のために大学基準協会による機関別認証評価を受けている。機関別認証評価の結果を受けて「岩手医科大学運営方針と中長期計画2017-2026」を策定し、継続的改良を行っている。また、今回の医学教育分野別評価受審によって岩手医科大学医学部の医学教育プログラムの自己点検評価を行い、第三者評価を受け、継続的改良を行っている。

基本的水準：適合

医学部は、活力を持ち社会的責任を果たす機関として

- 教育(プログラム)の過程、構造、内容、学修成果/コンピテンシー、評価ならびに学習環境を定期的に自己点検し改善しなくてはならない。(B 9.0.1)
- 明らかになった課題を修正しなくてはならない。(B 9.0.2)
- 継続的改良のための資源を配分しなくてはならない。(B 9.0.3)

特記すべき良い点(特色)

- 岩手医科大学卒業時コンピテンシーとコンピテンス達成ロードマップ・マトリックスを策定し、より高い医学教育への改良を進めている。

改善のための助言

- 医学教育評価委員会の活動をさらに充実すべきである。

質的向上のための水準：評価を実施せず

医学部は、

- 教育改善を前向き調査と分析、自己点検の結果、および医学教育に関する文献に基づいて行なうべきである。(Q 9.0.1)
- 教育改善と再構築は過去の実績、現状、そして将来の予測に基づく方針と実践の改定となることを保証するべきである。(Q 9.0.2)
- 改良のなかで以下の点について取り組むべきである。
 - 使命や学修成果を社会の科学的、社会経済的、文化的発展に適応させる。(Q 9.0.3)(1.1 参照)
 - 卒後の環境に必要とされる要件に従って目標とする卒業生の学修成果を修正する。修正には卒後研修で必要とされる臨床技能、公衆衛生上の訓練、患者ケアへの参画を含む。(Q 9.0.4)(1.3 参照)
 - カリキュラムモデルと教育方法が適切であり互いに関連付けられているように調整する。(Q 9.0.5)(2.1 参照)
 - 基礎医学、臨床医学、行動および社会医学の進歩、人口動態や集団の健康/疾患特性、社会経済および文化的環境の変化に応じてカリキュラムの要素と要素間の関連を調整する。最新で適切な知識、概念そして方法を用いて改訂し、陳旧化したものは排除されるべきである。(Q 9.0.6)(2.2 から 2.6 参照)
 - 目標とする学修成果や教育方法に合わせた評価の方針や試験回数を調整し、評

価方法を開発する。(Q 9.0.7) (3.1 と 3.2 参照)

- 社会環境や社会からの要請、求められる人材、初等中等教育制度および高等教育を受ける要件の変化に合わせて学生選抜の方針、選抜方法そして入学者数を調整する。(Q 9.0.8) (4.1 と 4.2 参照)
- 必要に応じた教員の採用と教育能力開発の方針を調整する。(Q 9.0.9) (5.1 と 5.2 参照)
- 必要に応じた(例えば入学者数、教員数や特性、そして教育プログラム)教育資源の更新を行なう。(Q 9.0.10) (6.1 から 6.3 参照)
- 教育プログラムの監視ならびに評価過程を改良する。(Q 9.0.11) (7.1 から 7.4 参照)
- 社会環境および社会からの期待の変化、時間経過、そして教育に関わる多方面の関係者の関心に対応するために、組織や管理・運営制度を開発・改良する。(Q 9.0.12) (8.1 から 8.5 参照)